

寄附金控除のご説明

ふるさと西海応援寄附金(ふるさと納税)に関しての税額控除は次の通り①、②、③が適用されます。

① 所得税からの控除 = (寄附額 - 2,000円) × (所得税率)

※控除の対象となるふるさと西海応援寄附金(ふるさと納税)額は、**総所得金額等の40%**が上限です。
※所得税の税率は、課税所得の増加に応じて高くなるように設定されており、その納税者に適用される税率を用います。

【参考】所得税率とは(H27分)

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円を超え 330万円以下	10%
330万円を超え 695万円以下	20%
695万円を超え 900万円以下	23%
900万円を超え 1,800万円以下	33%
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

② 住民税からの控除(基本分) = (寄附額 - 2,000円) × 10%

※控除の対象となるふるさと西海応援寄附金(ふるさと納税)額は、**総所得金額等の30%**が上限です。

③ 住民税からの控除(特例分) = (寄附額 - 2,000円) × (100% - 10%(基本分) - 所得税の税率)

※個人住民税の特例控除は2015年1月1日以降の寄附から、「**個人住民税所得割額**」の**20%**まで控除されます。(以前までは10%まででした)

※「住民税所得割額」の20%を超える場合は、3つ(①②③)の控除を合計しても(寄附額 - 2,000円)の全額が控除されず、実質負担額は2,000円を超えます。

【参考】住民税とは(H27分)

住民税とは個人市県民税などをいいます。

税額の計算は、均等割と所得割に区分され、これをあわせたものが年税額となります。

1) 均等割

均等割は、所得や所得控除の多少に関わらず、一定の所得を有する方に課税されるものです。

※平成26年度～35年度までの10年間、東日本大震災からの復興財源のための復興特別税として、市民税及び県民税の均等割額がそれぞれ500円ずつ合計1,000円上乘せとなります。

【平成25年度まで】 【平成26年度～35年度まで】

市民税均等割年額	3,000円	3,500円
県民税均等割年額	1,500円	2,000円
合計	4,500円	5,500円

2) 所得割

所得割は、所得額から所得控除を除いた残額に税率を乗じ算出されます。税率は**10%**(6%が市民税、4%が県民税)です。

収入 - 必要経費 = 所得 - 所得控除 = 課税所得金額 × 税率10% = 算出税額

この算出税額から調整控除や税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を行って最終的な所得割額が確定しますが、上記の算出税額が目安となります。